## 労働条件通知書 (兼労働契約書)

令和 2年 7月 1日

豊橋	花子	殿
고구 III	.1 🗖 1	//X

使用者住所豊橋市野依町字西川 5 番地使用者氏名農協太郎印連絡先0532-25-3814

あなたを採用するにあたっての労働条件は、以下のとおりです。

- > 0.1 - 2 \$10	すりなにめたつてのカ側米件は、以下のとねりです。
試用期間	1. 試験期間有り ( 〜 ) (健康状態、出勤時様態、勤務状況、成績、業務適正等を総合的に判断して本採用の有無を決定する。この決定は試験期間の途中又は満了日に行う。
雇用期間	1) 雇用期間の定め有り         令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 年 8 月 15日まで         契約更新 有 ・無         2. 雇用期間の定め無し (令和 年 月 日から)
雇用形態	・正社員・ペートタイマー・その他( )
就業場所	豊橋市〇〇町字〇〇-〇〇
従事すべき	・キャベツの栽培管理
業務の内容	・いちごの収穫作業 その他これに付随する業務
始業・終業	①始業・終業の時刻等
の時刻、	(午前・午後 8時 00分から 午前・午後 5時 00分まで
所得時間外	休憩時間 60分間
労働の有無	②所得時間外労働 (有) · 無
休 目	毎週 火・日 曜日 国民の祝日 その他( )
休暇	①年次有給休暇 ( 法定通り ) ②その他の休暇 ( 法定通り )
休 暇	①基本賃金       ・月給 ・日給 ・時給       の場合 ( 1,000 ) 円         ②諸手当       a. ( 通勤 手当 5,000 円) /日 月       カン (日・月) 月         b. ( 手当 円) /日・月       ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金         ④賃金締切日 [ 月末 日]       ⑤賃金支払日 [ 翌月 10 日]
	①基本賃金 ・月給 ・日給 ・時給 の場合 ( 1,000 ) 円 ②諸手当 a. ( 通勤 手当 5,000 円) / 日 月 b. ( 手当 円) / 日・月 ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金
賃 金	①基本賃金       ・月給 ・日給 ・時給 の場合 ( 1,000 ) 円         ②諸手当       a. (通勤 手当 5,000 円) /日 月         b. (手当 円) /日・月         ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金         ④賃金締切日 [ 月末 日] ⑤賃金支払日 [ 翌月 10 日]         ⑥昇給 ・有 (業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は行わない) (無)         ⑦賞与 ・有 (業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は支給しない) (無)
	①基本賃金 <ul> <li>月給             ・日給             ・時給             の場合( 1,000 ) 円</li> </ul> ②諸手当 <ul> <li>a. (通勤 手当 5,000 円)/日 月</li> <li>b. (手当 円)/日・月</li> </ul> ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金           ④賃金締切日[ 月末 日]         ⑤賃金支払日[ 翌月 10 日]           ⑥昇給             ・有(業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は行わない)           ⑦賞与             ・有(業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は支給しない)           ⑧退職金             ・有           1. 定年制( 歳)         継続雇用制度             ・有( )・無           2. 自己都合退職の手続(退職する 30日以上前に届け出ること)
賃 金 退職に関	①基本賃金 ・月給 ・日給 ・時給 の場合 ( 1,000 ) 円 ②諸手当 a. ( 通勤 手当 5,000 円) /日 月 b. ( 手当 円) /日・月 ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金 ④賃金締切日 [ 月末 日] ⑤賃金支払日 [ 翌月 10 日] ⑥昇給 ・有 (業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は行わない) (無) で 賞与 ・有 (業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は支給しない) 8 退職金 ・有 無
賃 金 退職に関	①基本賃金 <ul> <li>月給             ・日給             ・時給             の場合( 1,000 ) 円</li> </ul> ②諸手当 <ul> <li>a. (通勤 手当 5,000 円)/日 月</li> <li>b. (手当 円)/日・月</li> </ul> ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金           ④賃金締切日[ 月末 日]         ⑤賃金支払日[ 翌月 10 日]           ⑥昇給             ・有(業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は行わない)           ⑦賞与             ・有(業績の低下その他やむを得ない事由等がある場合は支給しない)           ⑧退職金             ・有           1. 定年制( 歳)         継続雇用制度             ・有( )・無           2. 自己都合退職の手続(退職する 30日以上前に届け出ること)

本通知書の交付は、労働基準法第 15 条労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

労働	助者日	氏名_	豊橋	花子		(EJ)
労働	動者信	主所_	豊橋市	i○○町字○	○○番地	1
逋	終	先	0532-0	0-00	$\cap$	

[ §	<b>そ急</b> 達	直絡先			(続柄)
氏		名	豊橋	次郎	(実父)
連	絡	先	090-(	0000	-0000